

○ 武道交流会館

- ◆ 施設の使用可能な方については、竜王町に住所を有する個人および事業所ならびに団体となります。
- ◆ 施設を使用される方は、使用しようとする日の属する月の前月 1 日から使用しようとする日の 7 日前までに、竜王町立武道交流会館使用許可申請書を教育委員会に提出し、許可を受けなければ使用できません。また、変更する場合も同様となります。
- ◆ 使用料は 1 時間単位とし、使用時間が 1 時間単位に満たない端数が生じる場合は、これを 1 時間に切り上げるものとします。
- ◆ 原則として時間区分外に使用することはできません。ただし、特別の理由により時間区分外に使用する場合にかかる使用料は、夜間区分にかかる使用料の 1 時間当たりの額を、その超える 1 時間ごとに加算した額となります。この場合におきまして 1 時間未満は 1 時間とみなします。
- ◆ 町内居住者の方で 18 歳以下の方が使用する場合は使用料は無料とし、65 歳以上の方および障害者（障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条に規定する者をいう。）が使用する場合は使用料は該当する時間区分に定める使用料の半額となります。ただし、半額とした使用料が 10 円単位に満たない端数が生じる場合については、これを切り上げるものとします。
- ◆ その他、この施設の使用に際し特別に要した経費は、実費の範囲において使用者の負担となります。

竜王町立武道交流会館施設使用料（A 面⇒畳面・B 面⇒床面）

区 分	種 類	自 8:30 至 18:30	自 18:30 至 22:00	納付時期
施設使用料	多目的ホール	A面B面 1 時間当たり 400 円	A面B面 1 時間当たり 500 円	使用許可を受けたとき
		A面 1 時間当たり 200 円	A面 1 時間当たり 250 円	
		B面 1 時間当たり 200 円	B面 1 時間当たり 250 円	
	研修室	1 時間当たり 100 円		